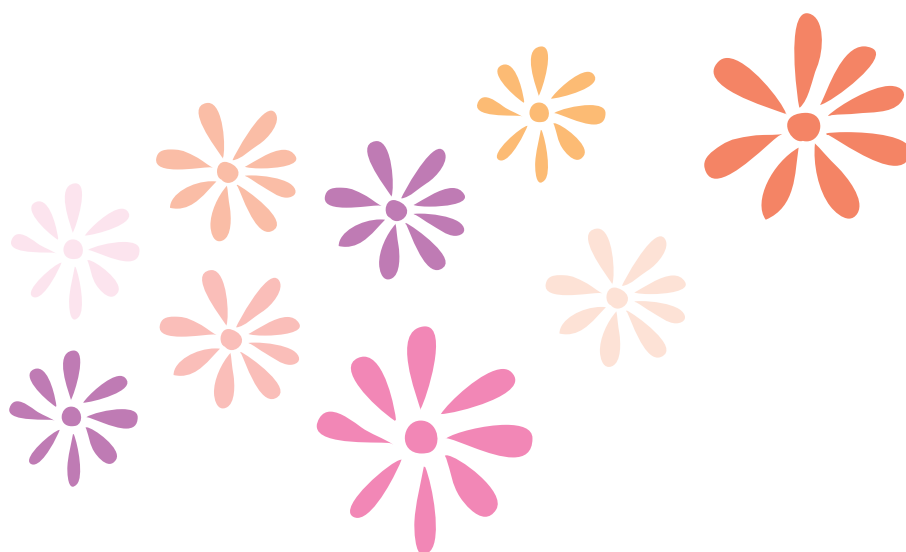




第7章



構想の実現に向けて



✳ 施策体系

構想の実現に向けて

第1節 協働のまちづくりの推進

- (1)協働のまちづくりを推進します
- (2)市民活動団体の育成・支援を図ります
- (3)市民活動団体のネットワーク化を図ります

第2節 地域コミュニティ活動の促進

- (1)地域コミュニティ活動を支援します
- (2)コミュニティ施設の整備を支援します

第3節 時代の変化に対応した地域づくり

- (1)大学等研究機関との交流・連携を推進します
- (2)男女共同参画を推進します
- (3)国際交流を推進します

第4節 経営感覚のある行財政運営の実践

A 行政運営

- (1)スリムで質の高い行政運営システムを構築します
- (2)人材の有効活用及び資質向上を図ります
- (3)国・県及び他市町との連携を強化します

B 財政運営

- (1)健全な財政運営を推進します
- (2)公共施設の有効活用を推進します

第5節 行政情報の運用

A 情報管理

- (1)情報システムを適正に管理します
- (2)個人情報等を適正に管理します
- (3)行政サービスの電子化を推進します

B 情報公開

- (1)広聴制度の充実を図ります
- (2)広報制度の充実を図ります
- (3)情報公開・情報共有を推進します

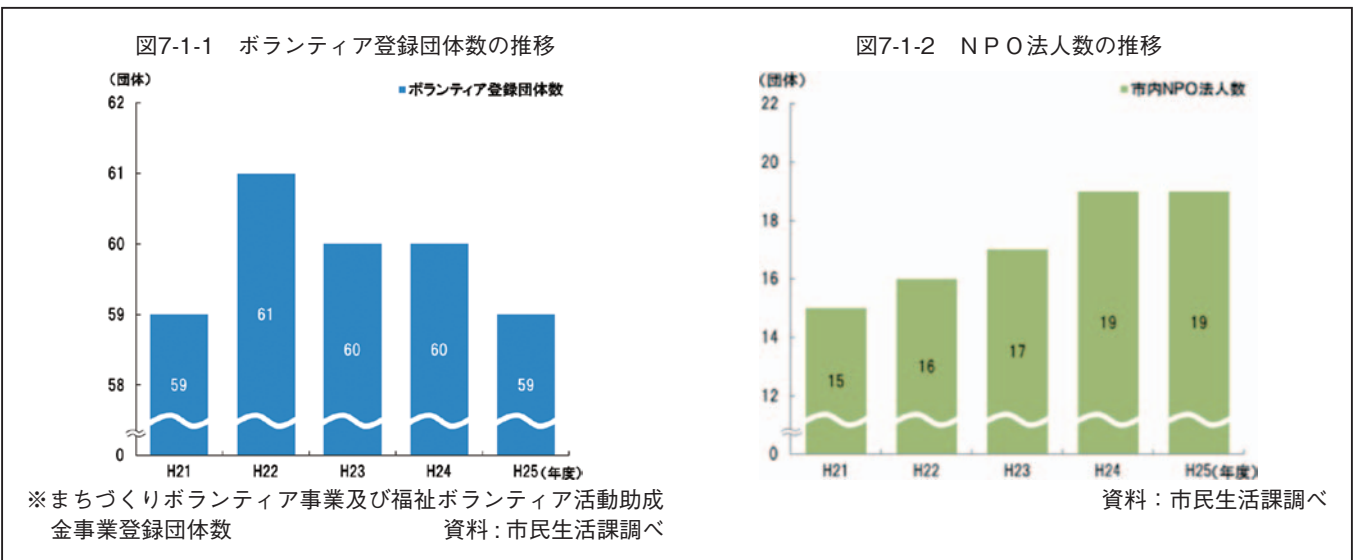
第1節 協働のまちづくりの推進

現況と課題

- 現在、本市も少子高齢化への対応、地域経済の再生、南海トラフ巨大地震への備えなど、様々な課題に直面しています。
- また、人々のライフスタイルの多様化、社会経済情勢の変化などに伴い、地域課題や住民などからのニーズも多様化し、行政のマンパワーや財源には限りがある中、行政だけの対応では十分な成果を上げることが難しくなっています。
- こうした中、住民にとって最も身近な市民活動団体である自治会は、従来から福祉、環境保全、広報、防災、防犯など様々な分野で精力的に活動しています。
- さらに近年、NPO法人、ボランティア団体、企業などの様々な主体がまちづくりや社会貢献活動などを活発に展開しており、従来のように行政が全ての公共サービスを担うのではなく、様々な主体が共に「公共」を担っていくという意識を住民と行政で共有することが求められます。(図7-1-1・図7-1-2参照)
- そして、行政、住民、自治会、NPO法人、ボランティア団体、企業などの様々な主体が目標を共有し、お互いの立場や特性を理解し、対等なパートナーとして連携・協力しながらまちづくりや地域課題の解決、地域福祉の向上などに取り組む「協働のまちづくり」を計画的かつ総合的に推進していくことが必要です。



地域が連携した防災研修



平成31年度までに取り組む 施策内容

- 協働のまちづくりを推進します
- 市民活動団体の育成・支援を図ります
- 市民活動団体のネットワーク化を図ります

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
ボランティア登録団体数	59団体	70団体
NPO法人数	19法人	30法人
(仮称)西条市市民活動支援センター利用登録団体数	—	150団体

施策内容

(1) 協働のまちづくりを推進します

- ① 自治会などの地縁組織やNPOなどのテーマで結びついた市民活動団体など、様々な主体が連携してまちづくりに取り組むことができるよう、必要な場の提供やきっかけづくりを行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
協働のまちづくりの推進	協働のまちづくりの活動拠点の整備	(仮称)西条市市民活動支援センター設置事業

(2) 市民活動団体の育成・支援を図ります

- ① 市民主体のまちづくり及び協働のまちづくりを推進するため、その担い手となる人材及びNPO法人やボランティア団体など、市民活動団体の育成・支援を行います。
- ② ボランティアセンターと連携し、ボランティアの普及・啓発、活動者の育成や組織の充実を図るための研修機会を提供します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
協働の担い手となる人材及び団体の育成	研修会、セミナー開催を通じた人材育成	協働のまちづくり推進事業
市民活動団体の育成・支援	公益的な活動を行う団体への助成制度の創設	—
	ボランティアの普及・啓発、ボランティア活動者及び団体の支援	ボランティアセンター設置事業

(3) 市民活動団体のネットワーク化を図ります

- ① (仮称)西条市市民活動支援センターを中心としたネットワークを構築し、市民活動団体間の交流・連携を促進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
市民活動団体のネットワーク化	市民活動団体のネットワークを構築し、団体間の連携を促進	—



様々な団体が協力して開催したウォーキング大会



ボランティアフェスティバル

第1期（平成18～26年度）における実績

- ボランティア団体の活動費補助による育成・支援に努め、ボランティア活動の推進に努めました。また、まち美化パートナー制度の推進を図り、団体登録の拡充を図りました。
- 社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターと連携し、ボランティアの普及・啓発、各種ボランティア活動者及び団体の育成・支援に努めました。

第2節 地域コミュニティ活動の促進

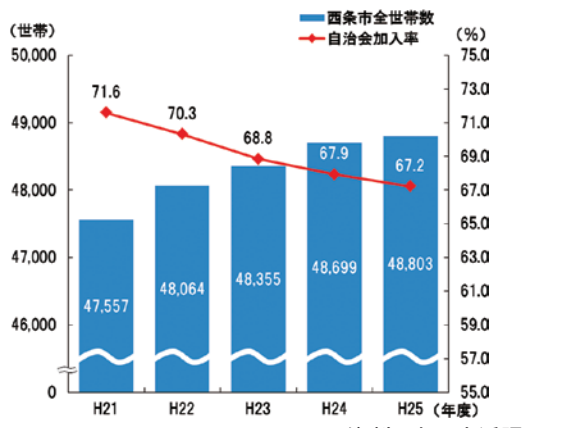
➡ 現況と課題

- 少子高齢社会の到来、核家族化の進行、人々の価値観やライフスタイルの変化などに伴う地域コミュニティの衰退は、地域で「助け合う」「支え合う」といった住民の共助に対する意識の希薄化を招き、地域での犯罪抑止、防災活動、子どもや高齢者の見守りなど、複雑化する課題への対応に支障を来しつつあります。(図7-2-1参照)
- しかし、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災では、自治会などの地域住民による「共助」が住民の安否確認や炊き出しなどに大きな力を発揮し、地域コミュニティの重要性を私たちに改めて認識させました。
- 多様化、複雑化する地域課題を解決し、快適で安全・安心な暮らしを確保するためには、行政だけでなく、地域をよく知る住民が中心となって、地域のことを地域で考え、地域の特性に応じて主体的に取り組み、自ら課題解決する「地域自治」の実現が求められています。
- このような中、地域の最も身近な施設である公民館の機能充実を図り、公民館を中心とした住民の主体的な活動を尊重し、その活動を積極的に支援することにより、住民の共助による地域力の向上、さらには地域コミュニティの活性化に繋げていく必要があります。



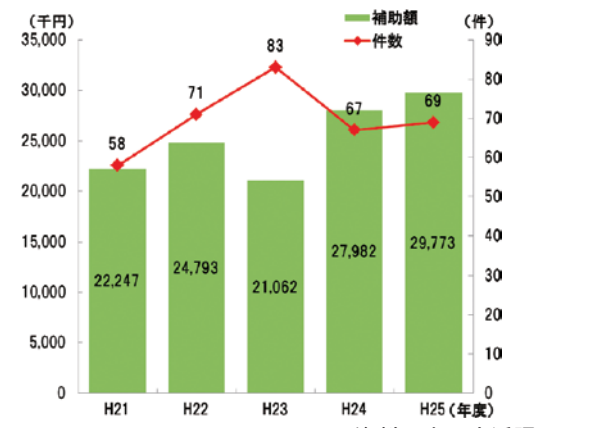
三世代交流事業

図7-2-1 世帯数と自治会加入率の推移



資料：市民生活課調べ

図7-2-2 コミュニティ施設整備事業補助金額と補助件数の推移



資料：市民生活課調べ

平成31年度までに取り組む 施策内容

- 地域コミュニティ活動を支援します
- コミュニティ施設の整備を支援します

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
自治会加入率	67.2%	70.0%

施策内容

(1) 地域コミュニティ活動を支援します

- ① 地域住民自治やコミュニティ活動の中心的担い手として、重要な役割を果たしている自治会組織の育成や新規結成を支援します。
- ② 公民館を拠点とし、概ね小学校区を単位とした自治会を中心に地域で活動する各種団体、学校、企業、行政機関などが連携して地域課題の解決に向けて取り組むことができる仕組みづくりを行います。
- ③ 地域活動や研修会・講演会などを通じて、コミュニティ活動の推進力となるリーダーの育成に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
自治会組織の育成支援	自治会運営の支援、新規結成補助、自治会長研修	自治組織育成事業
地域コミュニティ活動支援	地域の各種団体などで組織する協議会の設立及び育成・支援	—

(2) コミュニティ施設の整備を支援します

- ① 地域住民主体のコミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を支援します。
- ② 地域内の情報伝達を円滑に行うための広報設備の整備を支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
コミュニティ施設の整備支援	集会所新築、集会所整備、集会所設備整備、集落広報設備整備	コミュニティ施設整備事業



地域で彩る芝桜



自治会ソフトボール大会



地域のお祭り



集会所新築落成式

第1期（平成18～26年度）における実績

- 自治会組織の育成、支援により、西条市連合自治会及び支部組織の充実が図られ、活動が拡充されました。
- 新たに13カ所の集会所が整備され、既存の集会所においては、要望に基づいて改修及び備品整備などを行いました。

第3節 時代の変化に対応した地域づくり

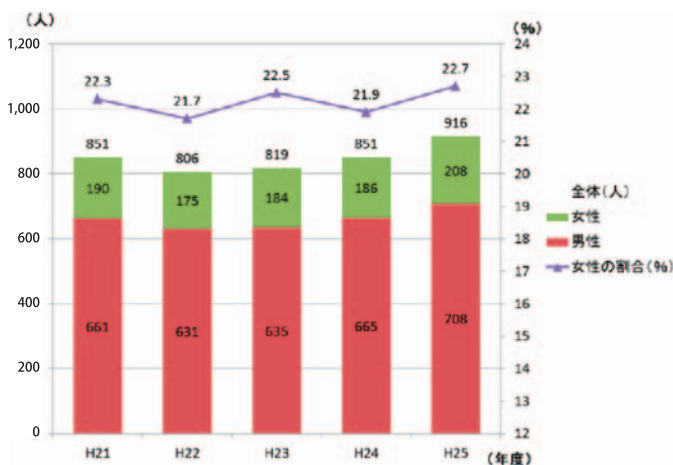
現況と課題

- 大学等研究機関は、専門的な知識の集まる知の拠点であるとともに、多くの研究者・学生が所属する機関です。人口減少問題など、時代の変化に対応した地域づくりが求められる中、当機関と交流・連携を深め地域活性化を図るとともに、地域独自の効果的な施策を展開していく必要があります。
- 男女共同参画社会とはどのような社会であるのか、様々な視点や角度から考察する必要があります。また、これからの社会において、性別や年齢などに関係なく、誰もが幸せに生活するために、意識改革や環境整備を進める必要があります。(図7-3-1参照)
- 近年の物流網や情報網の発達により、地方都市においても国際化、情報化が進み、今後も経済活動を中心に一層の国際化への対応が不可欠となってきています。
- 多数の外国人が市内に在住しており、相互理解と外国人への支援がますます必要となっています。(図7-3-2参照)
- 国際交流ボランティア団体が設立され、地道な活動を行っていますが、人材やノウハウの不足などの課題があり、さらなる支援と連携が必要となっています。
- 平成6年に友好都市協定を締結した中国保定市との行政間の相互交流は、不安定な日中関係の影響で停滞していますが、河北大学など民間との交流は継続しており、今後においても、同市との交流活動を推進していく必要があります。



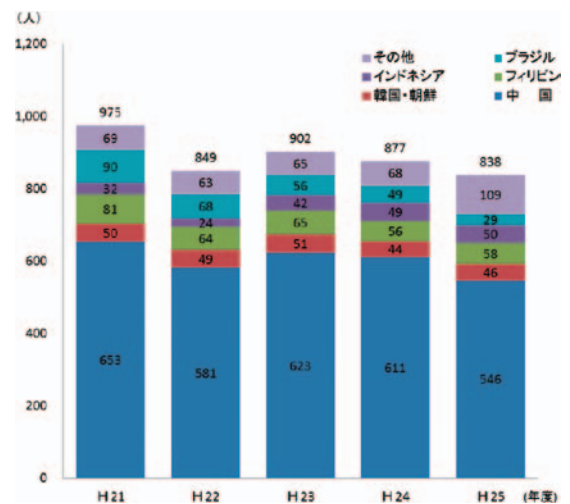
国際交流カフェの様子

図7-3-1 審議会などにおける女性委員数の推移



資料：総務課調べ

図7-3-2 国籍別外国人登録者数の推移



資料：総務課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- 大学等研究機関との交流・連携を推進します
- 男女共同参画を推進します
- 国際交流を推進します

成果指標と目標値

指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
未来づくり講座 ^{*1} 受講者数	214人	2,000人
審議会などにおける女性委員の割合	22.7%	30.0%
「男女共同参画社会」という言葉を知っている市民の割合	61.7% ^{*2}	80.0%

※1 未来づくり講座…大学教員などによる教養講座

※2 平成26年度アンケート調査による

施策内容

(1) 大学等研究機関との交流・連携を推進します

- ① 大学等研究機関との交流・連携を深め、環境・スポーツ・健康・産業など様々な分野において、先進的な知見を取り入れたまちづくりを行います。
- ② 大学等研究機関に向けて地域の魅力を積極的に発信し、本市をフィールドとした学究活動の推進や研究拠点の創出を目指します。
- ③ 大学等研究機関と地域の交流を推進し、地域への専門的なノウハウの蓄積や地域資源の掘り起こし、人材の育成など地域の活性化を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
大学等研究機関との交流・連携の推進	大学等研究機関との交流・連携の場の創出	フィールド大学事業

(2) 男女共同参画を推進します

- ① 社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、意思決定の場への女性の参画拡大を促進します。
- ② 第2次男女共同参画計画を策定し、男女が共に個性や能力を発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を目指します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する啓発活動 県及び近隣市町と連携したセミナー・勉強会などの開催	男女共同参画推進事業

(3) 国際交流を推進します

- ① 他文化に触れることにより、国際化に対する市民意識の高揚を目指し、外国人との相互理解を深めます。
- ② 広い視野を持ち国際化に対応できる人材の育成を行います。
- ③ 市内の外国人住民が自立した生活ができ、地域住民と信頼関係を築き、互いに暮らしやすい環境整備を行います。
- ④ 本市の特性を活かし、文化・産業・経済の発展を目指した交流や情報発信を行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
国際交流支援事業	国際交流関係団体が行う活動の支援及び協力	国際交流支援事業
国際交流員招致事業	国際交流員を招致し市内での国際交流活動を行う	国際交流員招致事業

第1期（平成18～26年度）における実績

- 7つの大学等研究機関（東海大学、京都大学大学院地球環境学堂、東京農業大学、総合地球環境学研究所、東京大学大学院農学生命科学研究科生物材料科学専攻、香川高等専門学校、愛媛大学）と教育・研究交流協定を締結して、幅広い分野で連携・交流を進めてきました。
- システム農学会、生き物文化誌学会、湧水保全フォーラム、実践総合農学会などコンベンションの誘致を行いました。
- 男女共同参画イベント・セミナーの開催による啓発活動を、毎年実施しました。
- 海外でのホームステイや現地の人たちとの交流を通してコミュニケーション能力を身につけ国際社会で活躍できる人材の育成のため、アメリカウィスコンシン州メノモニーフォールズや中国保定市との民間相互交流を行いました。
- 国際交流イベントの開催により、国際理解の推進に努めました。
- 国際交流関係団体の連携と活動強化を図るため、西条市国際交流協会が設立されました。

第4節 経営感覚のある行財政運営の実践(A 行政運営)

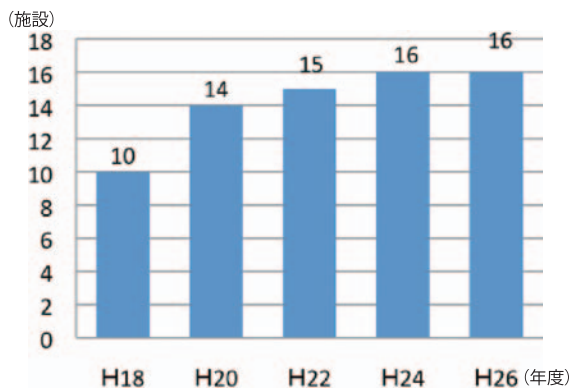
現況と課題

- 地方分権が進展する中、地方自治体の裁量が増す反面、これまで以上に自己決定と自己責任による行政運営が求められます。このため、行政の専門性を高め、真に市民が必要とする政策を、効率的に実施する経営力を高めることが重要です。
- 市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化に伴い、公共に求められるサービスの範囲は拡大しています。市民と情報を共有し、市民、行政、多様な主体がそれぞれの役割を踏まえ、適切に対応していく必要があります。
- 効率的な行政運営を行うため、行政活動の成果を常に検証するとともに、事業や業務の在り方を見直し、限られた行政資源の最適な配分を行うことが必要となります。
- 本市では、これまで行政改革大綱や集中改革プランに基づき、指定管理者制度の導入や業務の委託化及び合理化、効率化に取り組み、市職員を合併時から437人削減（平成26年4月1日現在）するなど、常に組織機構、職員配置を見直してきました。（図7-4-A-1・図7-4-A-2参照）
- 今日の変動する社会情勢や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、引き続き組織機構、職員配置の再編・見直しを進める必要があります。
- 今後、本格的な人口減少社会を迎える中で、地域の生活圏や行政サービスの水準を維持していくためには、他の自治体との広域的な連携によって、機能を補完し合い、効率よくまちづくりを進めることがこれまで以上に求められています。
- 地方の活性化が国家的な課題となっており、国の施策との連携をより積極的に推進する必要があります。



西条市・新居浜市・四国中央市3市合同研修

図7-4-A-1 指定管理者制度導入施設数の推移



資料：行政改革推進課調べ

図7-4-A-2 職員総数と人口1,000人当たりの職員数の推移



※人口：各年3月31日現在住民基本台帳登録数
職員数：各年度定員管理調査の職員数

資料：職員課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- スリムで質の高い行政運営システムを構築します
- 人材の有効活用及び資質向上を図ります
- 国・県及び他市町との連携を強化します

成果指標と目標値

指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
人口1,000人当たりの職員数	8.65人	8.60人
職員研修の受講者延べ人数	4,402人	5,000人

施策内容

(1) スリムで質の高い行政運営システムを構築します

- ① 新たな「西条市行政改革大綱」を策定し、実施計画に基づく積極的な行政改革を推進します。
- ② 政策実現のため、既存の事業にとらわれることなく、事業や業務の見直しを行い、効率的な行政を推進します。
- ③ 市有施設の管理運営手法について、民間企業のノウハウを活用し、より効果的な運営が期待できる指定管理者制度などの導入を推進します。また、指定管理者のモニタリング（履行評価）を行い、より質の高い施設運営を目指します。
- ④ 「官から民へ」の発想のもとに、これまでの行政によるサービスの手法を見直し、可能なものから各種団体などに実施主体を移行できるよう検討します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
行政改革大綱の策定	新たな行政改革大綱を策定し、積極的な行政改革を実施	行政改革推進事業
指定管理者制度の検証と導入	市有施設の管理運営手法について検証するとともに、民間企業のノウハウを活用し、より効果的な運営が期待できる施設への制度導入	行政改革推進事業
行政サービスの各種団体などへの権限移譲	行政が実施している事業や業務の役割を見直し、各種団体などが主体的に行える取り組みを検討	—

(2) 人材の有効活用及び資質向上を図ります

- ① 地方分権改革の進展に伴い、新たな行政課題や多様化、複雑化する住民ニーズに、地方自治体自らの判断と責任において的確かつ迅速に対応するため、最も効果的な組織体制を整備するとともに、時代の変化に即した適正な定員及び人員配置に努めます。
- ② 限られた職員数の中、住民サービス向上に資する有能な職員集団をつくりあげるため、「人材育成基本方針」に基づき効果的な職員研修を実施するとともに、人事評価制度を導入し、職員の意欲と能力を高め、少数精鋭の組織体制を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
効率・効果的な定員管理	時代の変化に即した適正な定員管理の実施	—
職員研修の充実	「人材育成基本方針」に基づく職員研修などの充実による人材育成の推進	—
人事評価制度の導入	能力と実績に基づく人事評価の実施による職員の意識改革と人材育成の推進	—

(3) 国・県及び他市町との連携を強化します

- ① 国の施策を活用するための計画策定や庁内体制の整備に努め、地域の活性化に取り組みます。
- ② 愛媛県との連携を深め、県・市町が一体となった地域課題の解決を図ります。
- ③ 地域医療や産業支援、広域観光ルートの形成など、地域の共通する課題に対して共同で解決を図るため、より一層近隣市町との連携を強化します。
- ④ 従来からの広域行政事務について、効果、効率の観点から見直しを行うとともに、共通した行政課題の解決に向け、関係市町と取り組みます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
愛媛県・市町連携推進プランでの連携	愛媛県を中心に県内20市町が連携施策を推進	—
新居浜・西条地区広域行政圏協議会による広域行政の推進	新居浜・西条地区における共同事務の実施	—

第1期（平成18～26年度）における実績

- 平成18年度から導入した指定管理者制度により、16施設（平成26年4月1日現在）が指定管理者制度による施設運営を行っており、経費削減などにより効果的な運用に繋がりました。
- 指定管理者制度の導入や業務の委託化などに取り組み、適正な定員管理を実施した結果、平成18年度から市職員を377人削減しました。
- 「職員研修計画」に基づく積極的な研修を実施した結果、平成18年度と25年度を比較して研修受講者が787人増加しました。
- 平成20年度から22年度にかけて行った老人福祉施設及び知的障害者福祉施設など5施設の民間移譲に伴い、職員の配置替えによる新規採用の抑制などで、総人件費の縮減に繋がりました。
- 平成23年度から愛媛県・市町連携推進本部に参画する中で、広域的な連携施策を積極的に提案してきました。

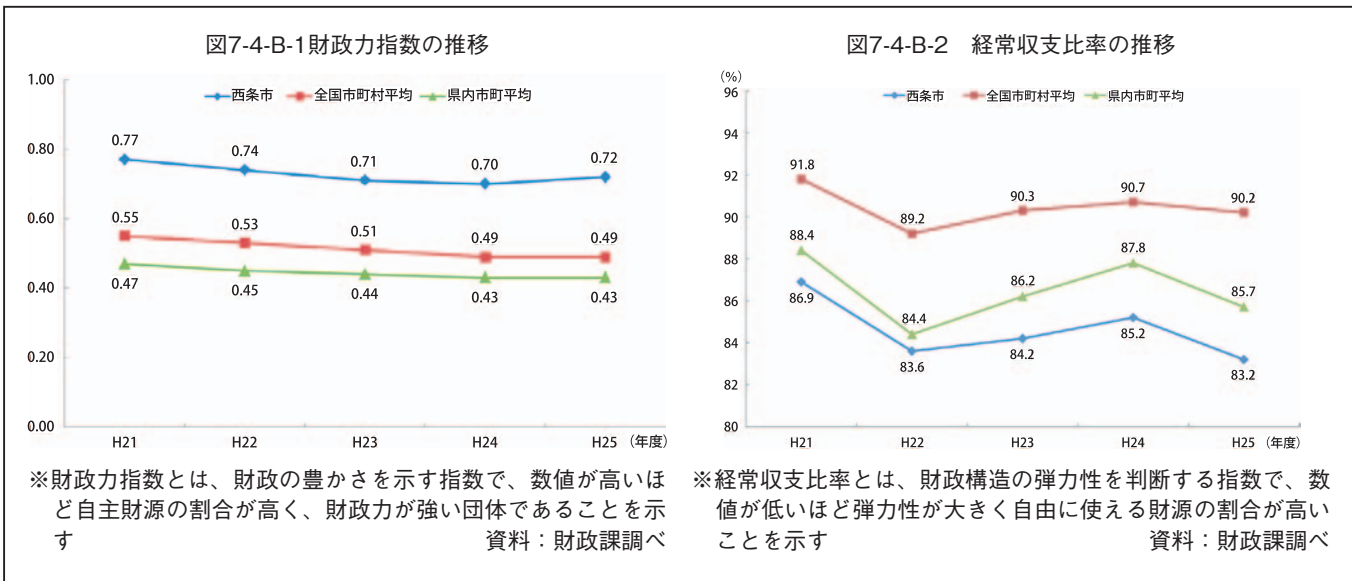
第4節 経営感覚のある行財政運営の実践(B 財政運営)

現況と課題

- 本市の財政状況は歳入面において、リーマンショック後の経済危機の影響を引き続き受ける中、市税は未だ十分な水準まで回復しておらず、また、依然、地方交付税の見通しも不透明であり、その一方で、歳出面では少子高齢化をはじめとした社会経済環境の変化を受けて、財政需要がますます高度化・多様化しており、極めて厳しい財政運営が続くものと想定しています。(図7-4-B-1・図7-4-B-2参照)
- 今後、重要課題への予算の重点的な配分やコスト意識を備えた経営感覚のある財政運営を行う必要があります。
- 現在、本市が保有する施設・建物のうち昭和40年代から50年代のいわゆる高度成長期に建築された築30年を超えるものが4割以上を占め、今後更新時期が集中して到来することになり、大きな財政負担が予想されます。
- 公共施設情報のデータベース化が完了し、そのシステムを運用することにより全庁での情報の一元化・共有化・可視化を行い、効率的な維持管理による長寿命化・延命化を図る必要があります。
- 公共施設の空きスペースなどの利活用を進めていますが、さらに有効活用を図る必要があります。



青少年センターを改修し、整備したスポーツコミュニティセンター



平成31年度までに取り組む 施策内容

- 健全な財政運営を推進します
- 公共施設の有効活用を推進します

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
財政健全化判断比率等	国の基準値未満	現状維持

施策内容

(1) 健全な財政運営を推進します

- ① 安定した財政基盤を確立するため、自主財源の確保に努めます。特に市税については、収入増加に向けた産業振興の推進などに積極的に取り組むとともに、課税客体的確な把握や収納率の向上に努めます。また、財政の健全化及び公平・公正な行財政の運営のために、債権管理の適正化を図ります。
- ② 重要課題へ予算を集中配分し、限られた財源の効率的運用を図るとともに、常に事務事業の見直しを行い、事務コストの削減と事業のスリム化に努めます。
- ③ 財政情報の開示を積極的に行い、財政運営の透明化を図ります。
- ④ 合併特例期間終了後の自立的、持続的な財政運営を見据え、歳入規模に見合った財政構造へと転換を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
財政健全化指標の算定及び公表	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、財政の健全性に関する比率を算定及び公表	—

(2) 公共施設の有効活用を推進します

- ① 公共施設の劣化度や利用状況・管理コストなどを一元的に把握し、計画的な維持・保全・更新を行うことで財政負担の平準化と、施設の有効利用を図ります。
- ② 市民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、施設の適正な配置を検討するとともに、旧市町庁舎などの空きスペースの積極的な利活用に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
効率的な公共施設の管理運営	公共施設情報の共有化を図り、更新や長寿命化を計画的に実施	—
公共施設の有効活用	空きスペースの利活用など、公共施設を有効活用	—
公共施設等総合管理計画の策定	老朽化や利用状況、管理コストなど、公共施設などの状況を一元的に把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設などの最適な配置を実現する	—

第1期（平成18～26年度）における実績

- 財政の豊かさを示す財政力指数が、全国市町村平均、県内市町村平均を上回っており、比較的財政力の高い状況を維持しています。
- 財政健全化判断比率等については、いずれの指標も国が示す基準値を下回っており、比較的健全な財政状況を維持しています。
- 丹原総合支所3階を改修し丹原図書館を、西条西部公園内の旧青少年センターを改修しスポーツコミュニティセンターを整備し、公共施設の有効活用を図りました。

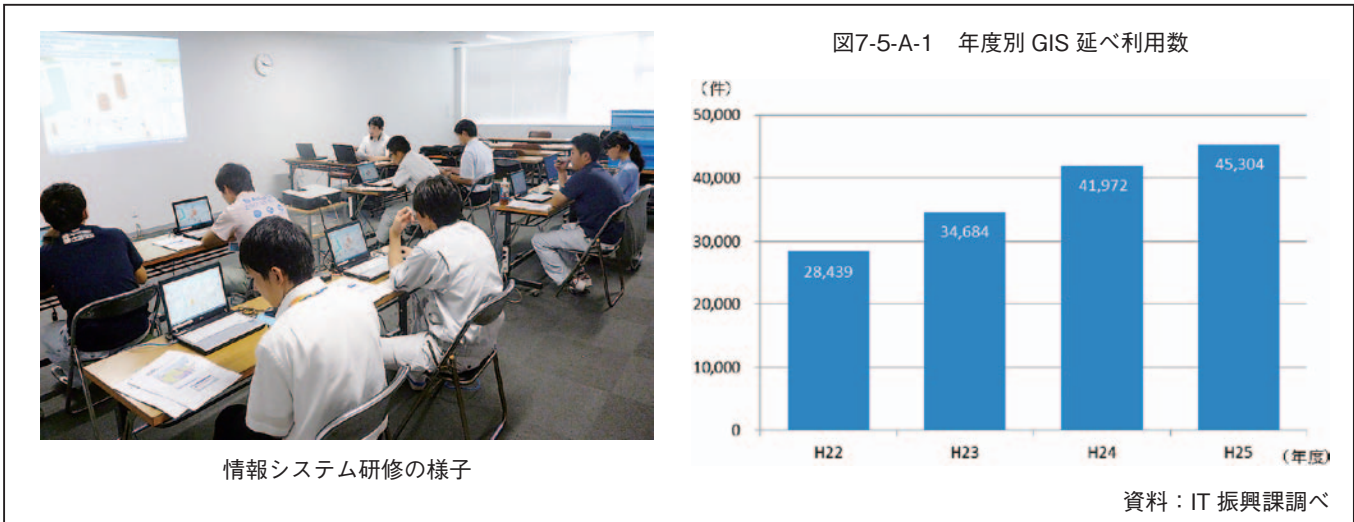
第5節 行政情報の運用（A情報管理）

現況と課題

- 社会・家庭において高度情報通信環境が幅広く整備され、また、パソコン・スマートフォン・タブレット端末などの多種多様な情報端末の普及により、時間や場所を問わず、誰もが高度な情報サービスを利用できる社会となった現在、より利便性が高い情報サービスが求められています。
- 高度情報化社会の進展に伴い、個人情報の利用、大量処理が拡大しており、不適切な取扱いがされた場合には、個人情報の流出などにより甚大な被害が予想されるため、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要があります。
- 平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において、重要な位置づけとなっている「社会保障・税番号制度」の推進による公共サービスのワンストップ化の実現及びGIS（地理情報システム）の高度利用を促進することが求められています。（図7-5-A-1参照）



情報システムサーバ機器



平成31年度までに取り組む 施策内容

- 情報システムを適正に管理します
- 個人情報を適正に管理します
- 行政サービスの電子化を推進します

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
市民向け GIS として公開可能な地理情報	12件	25件

施策内容

(1) 情報システムを適正に管理します

- ① 利用増加が見込まれるタブレット端末などの機器運用に対応するため、庁内ネットワークに無線 LAN 設備の導入を検討します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
行政情報化の推進	電子行政サービスの充実とシステム及びネットワークの維持管理、無線 LAN 設備の導入	情報ネットワーク運用事業 電子計算機処理業務

(2) 個人情報情報を適正に管理します

- ① 個人情報保護条例に基づき個人情報の有用性に配慮し、個人情報の適正な管理に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
個人情報保護の推進	市民の利便性の向上、行政運営の効率化など個人情報の有用性に配慮した個人情報の適正な管理	情報公開・個人情報保護関係事務

(3) 行政サービスの電子化を推進します

- ① 社会保障・税番号制度のシステム化により、公共サービス手続きなどのワンストップ化の実現を推進し、利便性の高い公共サービスの向上に努めます。
- ② GIS（地理情報システム）のデータ利活用を推進し、市民向け GIS サービス提供へ向けた取り組みを進めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
社会保障・税番号制度のシステム化の推進	制度に合わせたシステム構築及び既存システムの改修	社会保障・税番号制度システム整備事業
統合型 GIS の整備推進	地図情報の共有化、利用促進、市民公開	統合型 GIS 整備事業

第1期（平成18～26年度）における実績

- 平成21年度に統合型GISの核となる全庁利用が可能な庁内Web-GISを導入しました。
- 地図業務の電子化と地理情報の共有化を推進し、紙地図ではできなかった集計、統計、分析処理などが可能となり、業務の効率化・迅速化が図られました。また、都市計画区域図、農業振興地域図、用途地域図などの公開可能な地理情報を作成しました。

第5節 行政情報の運用（B情報公開）

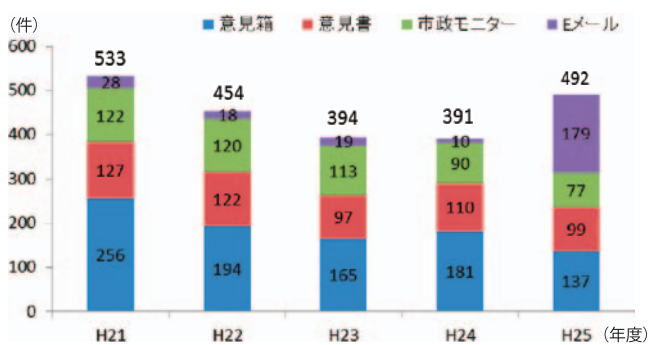
現況と課題

- 地方自治体においては、主体的なまちづくりを進めて、「自立と自活」を実現していくことが求められており、その実現においては、市民の持つ力、「市民力」を積極的に活かしていくため、市民の行政への参画は不可欠です。
- 市民の市政への参画を促すためには、市民が行政情報を知ることが重要です。インターネットの普及によりタイムリーな情報発信が可能になり、様々な媒体の利点を活かした情報提供が求められています。
- 市民の意見が市政に反映される仕組みを構築し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めることが必要となっています。（図7-5-B-1参照）
- 本市では、広報紙・ホームページ・フェイスブックなどによる情報提供を行うとともに、広聴事業を実施することにより、市政への市民参加の機会を充実させ、市民の意見を市政へ反映するよう努めています。（図7-5-B-2参照）
- 行政に対する市民の理解と信頼を確保するため、行政機関が保有する情報を積極的に公開し、行政の諸活動を市民に説明する責務を果たすことにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることが望まれます。



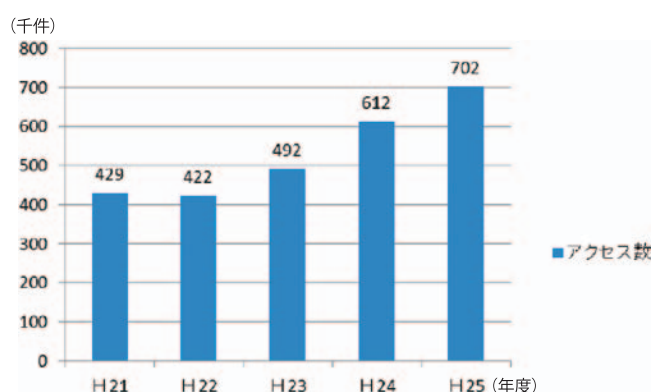
市政懇談会

図7-5-B-1 各種広聴制度による意見数の推移



資料：広報広聴課調べ

図7-5-B-2 ホームページアクセス数の推移



資料：広報広聴課調べ

平成31年度までに取り組む施策内容

- 広聴制度の充実を図ります
- 広報制度の充実を図ります
- 情報公開・情報共有を推進します

成果指標と目標値

指 標	現 状 値 (平成25年度)	目 標 値 (平成31年度)
地域での懇談会の回数	13回	28回
市民からの意見書などの提出数	492件	550件
ホームページアクセス数	702,413件	800,000件
フェイスブックアクセス数	308,312件	890,000件

施策内容

(1) 広聴制度の充実を図ります

- ① 広聴事業を充実し、市民ニーズの把握に努め、市民との協働のまちづくりを推進していくことができる体制づくりに努めます。
- ② 市民の意見を市政へ反映する重要な手法である、パブリックコメント制度の充実を図ります。
- ③ 市長をはじめ市職員が各公民館に出向き直接対話懇談する「市政懇談会～市長とキャッチボール～」を実施することにより、市民との対話に努め、行政への市民参加の機会の充実を図ります。
- ④ 市長が本庁、各総合支所において直接団体やグループと意見交換する「ようこそ市長室・移動市長室へ」を実施することにより、地域のニーズの把握に努めます。
- ⑤ 西条うちぬき倶楽部を設置し、全国各地で活躍している本市出身者などとネットワークを形成し、市政に対する幅広い意見や情報を収集するとともに、市のPRなど情報発信に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
広聴制度の充実	パブリックコメント制度、意見書制度、市政モニター制度	広聴事業
市民との対話の場づくり	市政懇談会、ようこそ市長室・移動市長室への開催	広聴事業
情報収集・情報発信	市外在住の本市出身者などを対象とした情報収集・情報発信	西条うちぬき倶楽部推進事業

(2) 広報制度の充実を図ります

- ① 広報紙は市の施策などを的確に伝える最も有効な手段であり、この内容が市民生活の基盤となることから、正確でわかりやすい編集を行うとともに、市の施策だけでなく、国や県の動向などにも着目し、市民が必要とする行政情報についても積極的に提供します。
- ② リアルタイムに情報を発信できるホームページやフェイスブックについて、その最大の利点を活かして、情報の質・鮮度・量を吟味した上で、迅速な情報提供に努めます。
- ③ ケーブルテレビなどを活用し、広報番組を制作、放送することで、市内外に市の魅力や政策をPRすることに努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
広報紙発行事業	正確でわかりやすい行政情報の提供	広報事業
ホームページ及びフェイスブック更新事業	最新の行政情報の提供	ホームページ等情報発信事業
広報番組制作事業	市をPRする情報の提供	広報番組制作事業

(3) 情報公開・情報共有を推進します

- ① 市民の市政への参画を促進し、市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた行政の実現に寄与するため、行政情報の公開と共有を推進し、市政運営の透明性の確保に努めます。
- ② 市民に説明する責務を果たし、市民の知る権利を保障するため、情報公開条例に基づき行政情報を公開します。
- ③ 市が保有する統計情報を提供します。
- ④ 市の保有する公文書の管理について、統一的な運用を図るため、基本的な管理ルールを徹底するとともに、歴史的公文書の保存及び利用などのルールについて検討します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
情報公開制度の活用	市民が利用しやすい環境を整備し、市民と行政との情報共有を図る	情報公開・個人情報保護関係事務
統計情報の拡充	ホームページ及び統計手帳の作成により各種統計情報の提供	統計調査費
公文書の管理	公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用などの検討	—

第1期（平成18～26年度）における実績

- 広報紙、ホームページ、フェイスブック、広報番組を使った広報事業の充実にも努めました。特に、平成26年度においては、ホームページリニューアル、PR特別番組の制作、市勢要覧の制作などを行ったことで、今後の広報事業をさらに充実させるための基盤づくりをすることができました。
- 平成25年度から、市長が市政報告を行うとともに地域の声を市政の運営に役立てるために、「市政懇談会～市長とキャッチボール～」を各公民館で開催しました。
- 平成25年度から、市長が本庁、各総合支所において直接団体やグループと意見交換を行う「ようこそ市長室・移動市長室へ」を実施しました。
- 平成26年度から、全国各地で活躍している本市出身者などとネットワークを形成し、市政に対する意見や情報収集、市のPRなどの情報発信などを行う「西条うちぬき倶楽部」を設置し、毎月広報紙や地域情報を発送するとともに、東京・大阪において情報交換会を開催しました。